

放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議（第 14 回）  
放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ（第 11 回）  
合同会合 議事概要

1. 日 時：令和 2 年 6 月 24 日（水）10 時 30 分～12 時 05 分

2. 場 所：Web 会議

3. 出席者

<検証・検討会議構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員

<検証・検討会議オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、中小企業庁取引課、  
放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局（全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟）

<ワーキンググループ構成員等>

舟田主任（兼任）、内山構成員（兼任）、音構成員（兼任）、池田構成員（テレビ東京）、江口専任部長（NHK）、長部構成員（フジテレビ）、後藤構成員（日本テレビ）、笹平構成員（日本動画協会）、  
清水構成員（全日本テレビ番組製作社連盟）、高島構成員（TBS）、告坂構成員（日本動画協会）、  
原代理（日本ケーブルテレビ連盟）、姫野事務局長（全国地域映像団体協議会）、松尾構成員（日本民間放送連盟）、山口構成員（衛星放送協会）、

<総務省>

吉田情報流通行政局長、吉田大臣官房審議官（情報流通行政担当）、湯本情報流通行政局長、三島情報流通行政局長、市川情報流通行政局長、

<構成員以外>

入江代表理事（日本アニメーター・演出協会）、桶田監事（日本アニメーター・演出協会）（議事（1）の一部のみ）

4. 議事

（1）日本アニメーター・演出協会、全日本テレビ番組製作社連盟及び全国地域映像団体協議会より、資料 1～資料 3 に基づき、製作現場の働き方改革等についてプレゼンテーションが行われた。

（2）事務局より、資料 4～資料 6 に基づき、ガイドライン改訂について説明が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

（働き方改革、コロナ禍について）

- 各団体からプレゼンテーションのあった、働き方改革やコロナ禍は製作現場に非常に大きな影響を与えているということに関し、今回のガイドライン改訂に関連して何らかの対応を検討してもよいのではないかと。
- コロナの影響で業務内容がかなり変わってきていることについて、ガイドラインに内容を追加するのかどうかはともかく業務形態、時間・業務管理の形態も変わってきているので、それに応じた何かをきちんと示していく必要がある。
- コロナ禍のような緊急事態では、書面の交付以外の部分として、不利益となる一方的な要請は行わない、また、真摯な協議を通じた適切な利益や責任の分配を行う、といった双方が歩み寄った取引を実現しないとこれからの時代はなかなか難しいのではないかと。
- 働き方改革については、コロナ禍とセットの中で、特に親事業者、すなわち放送局の考え方によって、製作会社は相当事情が変わってきているのではないかと。また、番組のジャンルによっても状況は異なるのではないかとと思われる。

(ガイドライン改訂内容について)

- 今般の改訂ガイドラインが成案し実際に適用されるようになると、下請法で要求している書面の交付や契約等の解釈について、これまでの問題の整理に大きな役割を果たすものと考えられる。
- 著作権の帰属について形態別に類型化された整理表（以下「著作権の帰属等整理表」という。）に関して、この仮説でうまくいくかどうかは、ガイドライン改訂後に試行してみて、実際どうなるかを検証していくことになる。
- 著作権の帰属等整理表について、全ての取引が整理表の分類のどれかに当てはまるとは思わないが、少なくとも権利の所属の明確化に資するのではないかと、また、きちんとした協議のきっかけにもなるのではないかと。
- 著作権の帰属等整理表など改訂案で示された内容をどう具体的に現場に落とし込んでいくのかは、取引現場において親事業者と下請事業者が真摯に向き合いやっていくことをムーブメントとしてつくらないと進まないのではないかと、言うなれば、どのように発注段階において取引内容を明確化していくのかが重要ではないかと。

以上